

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

1 子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成

①子どもの人権が尊重される社会づくり	
<p>基本目標 滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。</p>	<p>施策の方向性 県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して、各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。</p>
②子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
<p>基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めます。</p>	<p>施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
<p>学びの礎ネットワーク推進事業</p>	<p>指定した30推進学区において、自尊感情を高める取組を進めている。県域では、3回の推進学区事務局会を開催し、アドバイザーからの助言を受けながら取組の交流、改善を行った。また、30学区の推進訪問を実施し、進捗状況の確認及び指導助言を行った。7月下旬から8月上旬に全県を3ブロックにわけて、推進学区の取組を発信し、実践を交流する研究会を開催した。参加者は503名。</p>	<p>30推進学区において、学びの礎となる「自尊感情の育成」をテーマに地域の実態に合わせた取組を推進し、その成果を全体交流研究会を通じて県内全体に広げることができた。多くの参加者から実践につながる前向きな感想をいただいた。 学校・園・所・関係機関においては、自尊感情の概念とその育成をめざした取組は定着している。 今後、困難な状況にある子どもへの継続した支援とその仕組みを整え定着させ、地域・家庭との連携した取組をさらに充実させていくことが重要であると考えている。</p>	<p>人権教育課</p>
<p>「子ども県議会」開催事業</p>	<p>県内各地より50名の子ども議員を選出。計6回の体験活動、勉強会を通して滋賀県について学び、12月に「子ども県議会」を開催。15の提案、活動報告、感想など、子ども議員が役割を分担しながら、自らの考えを表明することができた。</p>	<p>子どもが県政等に対する意見や提言を積極的に表明できる機会づくりを通して、しがの魅力や地域の問題に関心を持ち、人との出会いや交流でふるさを見つめ直し、考え行動する中で積極的に社会に参加する意識を高め、自ら考え、行動しようとする力を育むため、まずはより多くの子どもに意見表明できる機会を提供することが重要と考えている。</p>	<p>子ども・青少年局</p>

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
利用しやすい保育所づくり推進事業費（人権保育推進研究活動事業費等補助金）	滋賀県人権保育研究協議会が行う研修事業等に助成し、保育内容の充実および入所児童の福祉の増進を図った。 滋賀県人権保育研究集会(11/17) 参加者 272人	各種研修事業に対する助成を行うことにより、子どもの人権を尊重する保育の推進に努める。	子ども・青少年局
淡海子育て応援団事業	子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、その趣旨に賛同した事業所等を応援団として登録し、その取組内容をポータルサイトを通じて紹介した。店頭への卓上のぼりおよびステッカーの掲示等により認知度アップに取り組んだ。また、滋賀県理容生活衛生同業組合を訪問し、協力依頼を行った。 淡海子育て応援団協力事業所数 1,979店舗 利用会員数 37,811人	ポータルサイトをより利用しやすいように改修する。また、「子育て応援団」の登録事業所・店舗数の増加を図るため、引き続き県内事業者へ働きかけを行い、社会で子育てを支える環境づくりの一層の推進を図っていく。	子ども・青少年局
企業内家庭教育促進事業 家庭教育協力企業協定推進事業	・滋賀県家庭教育協力企業協定制度に基づき、企業・事業所と協定を締結し、企業・事業所内における家庭教育力の向上を図る取組、子どもの体験活動の受け入れや出前授業等の学校支援の取組を推進した。 ・令和元年度末時点で1,490事業所と協定を締結した。	・年度末に、協定締結企業・事業所における「特色ある取組」を県生涯学習課HP「におねっと」で紹介している。企業・事業所の参考になる取組を今年度も発信し、家庭教育力の向上を図る。 ・企業・事業所に働きかけ、企業・事業所の新規加入を促進する。 ・締結企業に対しては、他展開している事業との教育資源の相乗効果を目指し、情報提供をする。	生涯学習課
家庭教育活性化推進事業 (親育ち・家庭教育学習講座)	『土曜日の午後、子育てについておしゃべりしませんか』をキャッチフレーズに「家庭教育学習資料」を活用し、「語り合いを通じた親育ち」の活動を取り入れた学習講座を開催。そこで、各市町で活動されている家庭教育支援員さんをまじえて、子育てに対する悩みやエピソードなどを交流し、保護者同士がつながり共感し合うことで、ともに学びを深めていく機会としている。	・講習会直後の高い満足度や意欲が、単位PTAや子育て支援機関等での実践につながりにくい傾向が引き続き見られる。「語り合いを通じた親育ちの学習」の意義や成果のさらなる周知が必要であることから、令和2年度は、PTA・企業内家庭教育学習講座に本学習講座での内容を組み入れ「語り合いを通じた親育ちの学習」を効果的に展開していく。	生涯学習課

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(1) 子育てを切れ目なく支える

①安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり	
<p>基本目標 出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安全・安心な環境で生まれ育っていけるよう、結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援に取り組みます。</p>	<p>施策の方向性 出産や子育てに対する不安を解消するとともに、子どもが安全・安心に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。</p>
②子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
<p>基本目標 就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、適切な教育・保育が提供され、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図ります。</p>	<p>施策の方向性 潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や家庭的保育等（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。</p>
③すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
<p>基本目標 すべての子育て家庭の多様なニーズに対応し、子育ての不安や負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の充実を図ります。</p>	<p>施策の方向性 子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。</p>
④仕事と家庭の両立支援	
<p>基本目標 男女が共に子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立に向けた支援をします。</p>	<p>施策の方向性 長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進め、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。</p>
⑤子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
<p>基本目標 子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。</p>	<p>施策の方向性 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
子育て・女性健康支援センター事業	妊娠、出産期を含めた早期からの相談支援体制を整備することが必要となってきた。滋賀県助産師会へ委託し、思春期の子ども達や子育て期の保護者に対して、健康教育、健康相談を実施する。	電話相談の件数は多いが、メール、来所相談の件数が少ない。県民に対して、子育て・女性健康支援センターのPRを行っていく必要がある。	健康寿命推進課
<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県周産期医療協議会 ・総合周産期母子医療センターの運営 ・緊急搬送コーディネーター事業 ・地域周産期母子医療センターの運営 ・周産期医療体制整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療検討部会等を開催し、周産期医療体制について検討を行っている。 ・総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターは、周産期医療体制の中核となる医療機関であり、質の高い周産期医療の提供を行っていくため、運営費および医療機器の補助を行っている。 ・周産期における緊急搬送先の確保を図るため、緊急搬送コーディネーター事業を委託により行っている。 	総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターだけでなく、協力病院との連携を強化していく必要がある。各ブロック単位での、周産期医療体制の課題の把握および検討が必要である。	健康寿命推進課
小児救急電話相談事業	小児の夜間、休日における急変時の保護者の不安を解消するとともに、適切な受診を促すことで、重症化を防ぎ医療機関の負担を軽減するため、電話でアドバイスを受けられる小児救急電話相談事業を実施した。 【相談件数】 (令和年度 19,916件)	医療機関受診患者の大半が軽症であり、その多くが診療時間外に受診されるため、小児科医に過重な負担が生じている。年間2万件近い相談があり、子育て中の親の不安の解消や小児科医の負担軽減に寄与したと考えるが、当該事業を利用した者が医療機関受診を控えたという客観的なデータは取れないため、啓発資材の配布等により、小児救急電話相談事業について、さらなる周知を図る必要がある。	医療政策課
施設型給付・地域型保育給付	市町の認定を受け、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を利用した場合の給付 特定・教育保育施設・・・228施設(2020年4月時点) 市町の認定を受け、地域型保育（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）を利用した場合の給付 地域型保育事業・・・113か所(2020年4月時点)	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、乳幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、引き続き保育所等に係る給付費の支給に要する費用等の一部を負担する。	子ども・青少年局
児童思春期・精神保健医療体制整備事業	発達障害や児童思春期の精神疾患など子どものこころの医療や支援体制の構築のための調査や研修等を行った。	発達障害や児童思春期の精神疾患など子どものこころの医療や支援体制について、専門医の養成だけでなく、対応できる地域かかりつけ医の増加を目指す必要がある。さらに、教育・行政などにおいて、これら疾病等を有する方々の支援に関わる職員の育成を図ることにより、専門医療と教育・福祉・行政の切れ目のない連携体制を構築する必要がある。	障害福祉課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
子育て支援環境緊急整備事業	市町が行う、保育所等の施設整備を支援し、待機児童の解消や保育環境改善を図った。 4市6施設	幼児教育・保育の無償化の影響もあり、保育ニーズが年々高まる中、これまでから保育所等の施設整備等によりその受け皿を確保しているところであるが、依然として待機児童が減少しない状況にあることから、施設整備を推進することにより待機児童の早期解消と環境改善を図る。	子ども・青少年局
保育士・保育所支援センター運営事業	保育士・保育所支援センターを運営し、潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進、現任保育士の就労継続のサポート等により、保育士の確保を図った。 保育人材バンクによるあっ旋就職者数 100人	保育士不足が慢性化しており、保育人材の確保に向けた取組を強化する必要がある。保育士・保育所支援センターを核として、新規資格取得者の確保や、保育人材バンク等による潜在保育士の再就職支援、現任保育士の就業継続支援等を行うとともに、保育士の専門性の向上と質の高い人材確保に努める。	子ども・青少年局
保育士修学資金貸付事業	保育士資格取得に必要な修学資金の貸付や、潜在保育士の再就職支援にかかる貸付等を行い、保育士の確保を図った。 貸付者数 227人	保育人材の確保に向け、学生への修学資金の貸付や、潜在保育士への就職準備金貸付等の貸付件数の増加を図る。	子ども・青少年局
家庭教育活性化推進事業（再掲）	『土曜日の午後、子育てについておしゃべりしませんか』をキャッチフレーズに「家庭教育学習資料」を活用し、「語り合いを通じた親育ち」の活動を取り入れた学習講座を開催。そこで、各市町で活動されている家庭教育支援員さんをまじえて、子育てに対する悩みやエピソードなどを交流し、保護者同士がつながり共感し合うことで、ともに学びを深めていく機会としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会直後の高い満足度や意欲が、単位PTAや子育て支援機関等での実践につながりにくい傾向が引き続き見られる。「語り合いを通じた親育ちの学習」の意義や成果のさらなる周知が必要である。 ・学校、園、所の教員、保護者だけでなく子育て支援センターや福祉部局への案内など教育関係以外での周知・案内をしていく。 	生涯学習課
学校・家庭・地域連携協力推進事業 （企業内・PTA家庭教育学習講座）	企業内・PTA内で家庭教育に関する学習講座を実施することにより、家庭の教育力の向上を図る。 企業・事業所（しがふぁみ締結企業・事業）やPTAからの依頼に応じ、家庭教育に関する学びに寄与する講師を派遣し学習講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業からの依頼においては、実施企業に偏りがあり、企業内での実施学習会の参加者には偏りがある。（決まった方が何度も参加）また、PTAからの開催依頼においても参加者は決まった方であることが多いことから、魅力的な学習内容を依頼者と計画していく提案型の実施をし、幅広く参加を呼び掛けることが必要である。 ・参加者の求める学びのニーズを把握し、より満足度の高い内容を積み重ねていくことが必要である。令和2年度は、PTA・企業内家庭教育学習講座に本学習講座での内容を組み入れ「語り合いを通じた親育ちの学習」を効果的に展開していく。 	生涯学習課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
放課後児童クラブ施設整備費補助	市町が行う、放課後児童クラブの施設整備を支援し、放課後における児童の遊びや生活の場づくりを図った。 6市 18か所	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、放課後児童クラブの設置およびこれに必要な整備を支援する。	子ども・青少年局
子育て支援員養成研修	子育て支援員養成研修を実施し、地域における多様な保育サービスを担う人材の養成を図った。 研修修了者数 286人	子ども・子育て支援新制度における多様な保育サービスを担う人材を確保し、資質の向上を図るため、引き続き子育て支援員の養成研修を行う。	子ども・青少年局
小児在宅療育支援事業	小児在宅医療システム事業、小児在宅医療人材強化事業をびわこ学園に委託し実施している。 かかりつけ医、二次医療機関、専門病院との病診システム等の小児在宅医療体制の検討を行い、体制整備を図っている。 また、実際に在宅医療の担い手となる多職種との医療・福祉・教育者向けに研修を行い、人材強化を図っている	小児在宅医療の体制について、実際に運営していけるよう更なる検討が必要であり、関係機関等と調整を進めていく必要がある。また、各圏域ごとの取り組み状況を把握し、情報共有を図る必要がある。	健康寿命推進課
障害児（者）地域生活支援事業費（障害者自立支援協議会事業委託料）	障害者総合支援法に規定された専門的相談支援事業を円滑に実施するため、福祉圏域への専門相談支援、人材育成、研究事業を委託にて実施した。	各種研修を実施するに当たり、講師の確保、講師の質の向上を図る必要がある。	障害福祉課
滋賀のパパママパートナーシップ応援プロジェクト	共働き夫婦等が、仕事と家庭の両立に向けてお互いに尊重し、協力し合うパートナーシップのあり方を考え、男性の家事・育児参画等の実践に向けたノウハウおよび夫婦のコミュニケーションを学ぶ講座を開催した。 県内2会場で計4回開催	男性の仕事と育児の両立意識を一層高め、育児・家事にかける時間を延ばすため、実践的な講座を開催しているところであるが、参加者の意識として男性が補助的な役割を担うことが主となっており、主体的な参画に向けた啓発と、実践スキル習得の場が必要。	女性活躍推進課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
女性の多様な働き方普及事業	育児や介護等による時間的な制約や、地理的な条件により外で働くことが困難な女性等を対象に、在宅での新しい働き方を普及させるためのセミナーやビジネスマッチング交流会を開催した。セミナーについては、さらなる自律的・継続的な就業に向けて、自らのスキルアップの手法や企業との交渉術を学ぶ、より実践的なセミナーを新たに実施した。	セミナー開催後、各開催地域で一定の就業者が生まれ、働き方の選択肢として在宅ワークの認知度は徐々に高まってきているものの、引き続き普及が必要。	女性活躍推進課
滋賀マザーズジョブステーション事業	出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性を支援するために、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、託児の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行うため、県内2か所（近江八幡、草津駅前）で「滋賀マザーズジョブステーション」の運営を行うとともに、湖北地域での出張相談、湖東・甲賀・高島地域でのセミナー&お仕事相談会の開催（全6回）、保活直前！お仕事探し応援ウィーク（2か所）を実施した。	滋賀マザーズジョブステーションの利用者の多くは、設置場所である近江八幡市および草津市近辺の居住者であるため、両地域以外（湖東、甲賀、高島地域など）からの利用促進を図る必要がある。	女性活躍推進課
ワーク・ライフ・バランス企業応援事業	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出企業を県に登録してホームページ上で広報することにより、一層の気運の醸成を図った。令和元年度末登録企業数(累計)は1,012社となり、H30年度末の952社から60社増加した。	平成29年度から「中小企業働き方改革推進事業」に統合し取組を行っている。 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業などに対し、登録の拡大に向けて啓発等において工夫を図る必要がある。	労働雇用政策課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員1名を配置し、県内中小企業団体等と協働したセミナー開催（1回）、働き方改革に関する支援情報の提供等を行った。	平成29年度から「中小企業働き方改革推進事業」に統合した。 平成30年度をもって、中小企業ワーク・ライフ・バランス対応経営推進員の設置を廃止したが、働き方改革に関連する事業については滋賀労働局が滋賀働き方改革推進支援センターを始めとして手厚い支援をしているため、連携の上、継続して啓発を進めていく必要がある。	労働雇用政策課
学校安全体制整備推進事業	市町が実施するスクールガード養成研修やスクールガード・リーダーによる巡回指導への補助など、16市町への補助を行った。通学路の見守り等、地域ぐるみで子どもの安全確保のための体制整備を進めることができた。	・スクールガード登録人数の確保が課題である。 ・高齢等により退任される方からスクールガードの候補者を推薦いただくだけでなく、日頃から地域と連携した学校づくりに取り組む中で、子どもの安全確保への地域の方の関心を高めていく必要がある。	保健体育課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
子ども安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内警察署長が委嘱した管轄内各小学校区の子ども安全リーダー等と連携を図り、通学路等における子ども見守り活動や、誘拐防止のための防犯教室を開催するなど犯罪被害未然防止活動を推進した。 ・各地域の青パト団体に対して研修会の開催や資器材の貸出を行うなど、子ども見守り活動の支援を実施し、防犯活動の活性化を図るとともに地域の防犯力の向上に努めた。 ・滋賀県警察犯罪発生マップを改修し、各種機能の高度化、充実化を図り、タイムリーかつ精度の高い情報提供により、自主防犯活動団体や地域住民等の子ども見守り活動の効率化につなげた。 ・子ども等に対する声かけやつきまとい等の事案に対しては、行為者に対する先制的な指導警告を実施し、さらなる発生による被害の未然防止を図った。 	<p>今後も、子ども安全リーダーや自主防犯活動団体等と連携を図るとともに、各防犯ボランティアの活動の活性化、さらに防犯ボランティア団体の拡充を促す必要がある。</p> <p>上記に加え、各地域における防犯カメラの設置促進などのハード整備や、各種ツールを活用した積極的な情報発信により、地域住民の自主防犯意識を高揚し、見守り活動や青色回転灯装着車等を使用しての防犯パトロールを活性化させ、より一層、地域全体で子どもの安全を守る体制の強化を図る必要がある。</p>	警察本部生活安全企画課
「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録	<p>「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所（16事業所）に対して犯罪情報等を提供することで、その情報等を活用した犯罪抑止啓発を行っていただき、県民に対する注意喚起を図ることができた。さらに、行政、警察や関係機関だけではなく、協賛事業所の「子ども110番のお店、車」の防犯活動により、地域における子ども安全確保の取組も向上した。（令和元年度、新規登録1団体）</p>	<p>令和元年は、刑法犯認知件数が前年から大きく減少し、犯罪率についても基本構想の目標でもある全国平均以下であったが、更なる減少を目指すため、今後もより一層協賛事業所と連携した防犯活動を図るとともに、協賛事業所の拡充を図る必要がある。</p>	県民活動生活課

○澁海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える

①子どもとともに育つ地域づくり	
<p>基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。</p>	<p>施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかで子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保に取り組みます。</p>
②「生きる力」を育む教育・学習の充実	
<p>基本目標 子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさ身に付けることができるよう取り組みます。</p>	<p>施策の方向性 社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。</p>
③若者の社会的自立・職業的自立の促進	
<p>基本目標 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として、自信と誇りを持って、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう支援します。</p>	<p>施策の方向性 社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
<p>学びの礎ネットワーク推進事業（再掲）</p>	<p>指定した30推進学区において、自尊感情を高める取組を進めている。県域では、3回の推進学区事務局会を開催し、アドバイザーからの助言を受けながら取組の交流、改善を行った。また、30学区の推進訪問を実施し、進捗状況の確認及び指導助言を行った。7月下旬から8月上旬に全県を3ブロックにわけて、推進学区の取組を発信し、実践を交流する研究会を開催した。参加者は503名。</p>	<p>30推進学区において、学びの礎となる「自尊感情の育成」をテーマに地域の実態に合わせた取組を推進し、その成果を全体交流研究会を通じて県内全体に広げることができた。多くの参加者から実践につながる前向きな感想をいただいた。学校・園・所・関係機関においては、自尊感情の概念とその育成をめざした取組は定着している。今後、困難な状況にある子どもへの継続した支援とその仕組みを整え定着させ、地域・家庭との連携した取組をさらに充実させていくことが重要であると考えている。</p>	<p>人権教育課</p>

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
森林環境学習「やまのこ」事業	森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力をはぐくむことを目的に、森林環境学習施設およびその周辺の森林で体験型の学習を実施。県内の小学4年生を対象に事業を行い、令和元年度は231校、13,503人の児童が参加。	森林環境学習「やまのこ」を通して学び、感じたことによる児童の森林、環境に対する考え方や心の変化等、「やまのこ」の効果を評価する方法の充実を図っていく必要がある。	森林政策課
たんぼのこ体験事業	たんぼのこ体験事業を実施した県内小学校数：204校（対象校222校）	「たんぼのこ体験事業」は、高い実施率で定着してきていることから、その継続・充実を図るとともに、未実施校においても、市町やJA等と連携することにより体験機会が確保、継続されるよう引き続き働きかけをする必要がある。	食のブランド推進課
しがこども体験学校推進事業	人・自然・文化等に直接触れる「しがこども体験学校」のプログラム情報を県ホームページにPDFデータとして掲載するとともに、広報チラシをすべての小学生に配布することより、多様な地域主体による様々な体験の機会や場づくりの充実を図った。 チラシ発行部数 90,000枚 事業実施団体 91団体 掲載事業数 235プログラム 研修会の実施（2回）参加者数 124名	しがこども体験学校推進事業では、事業提供団体・提供プログラム数が増えているものの、プランの目標値までには届いていない。また、提供事業数についても地域によって差があることから、地域差を少しでも解消できるよう新規団体の開拓にも取り組む必要がある。	子ども・青少年局
中学生チャレンジウィーク	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が、働く大人の生きざまに触れることにより、将来の自分の生き方について考え、進路選択できる力や将来、社会人として自立していける力をつけることをねらいとして、県内すべての公立中学校99校の中学2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職場体験を実施した。 ・本事業の意義と必要性を、教育委員会HPや教育しがにて情報発信することにより学校、地域、事業所、教育委員会、行政等に広く周知できた。 ・県中学生チャレンジウィーク事業連絡協議会の開催 ・リーフレットの作成、配付 【事後アンケートの結果】 中学生「自分のよさがわかり、自分と異なる意見を理解しようとする」90.8% 保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」97.8% 事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」97.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域・事業所の実状に応じて、日数や内容等について柔軟に対応できるようにしたが、3年間の教育課程に適切に職場体験を位置付け、事前・事後の取組を充実し、系統的なキャリア教育が推進できるよう各学校が取組を進める必要がある。 ・職場体験の実施にともなう安全指導をさらに充実させ、今後も継続して取り組んでいく。 ・幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校と地域、家庭、企業が連携・協力して取り組むキャリア教育を推進することを目的とした推進会議の設置に向けて検討していく。 ・令和2年度よりキャリアパスポートを活用し、より一層小中高一貫したキャリア教育に取り組み、中学生チャレンジウィークが意義深いものになるように位置付ける。 	幼小中教育課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
しがヤングジョブパーク事業	<p>若者の就労を支援するため、しがヤングジョブパークにおいて、就職相談・職業紹介、求人情報の提供、就職セミナーや就職面接会の開催などをワンストップで実施。また、パーク内の1機関である「滋賀県地域若者サポートステーション」では、就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、カウンセリングや就労体験、交流サロン等を実施した。</p> <p>(しがヤングジョブパークの実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録者数 1,781名 ・サービス利用者数 14,640名 ・就職者数 1,294名 <p>(滋賀県地域若者サポートステーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理相談件数 183件 ・職場体験参加者数 延べ47名 ・交流サロン参加者数 延べ320名 	<p>就職困難な状況が長期化・固定化する人が一定の割合でいるため、利用者の状況に応じたきめ細かな支援を図る必要がある。</p> <p>また、不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは、無業の状態が長期化している、いわゆる「就職氷河期世代」に対する就職支援に重点的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>更には、新型コロナウイルス感染症の影響で、社会経済活動が停滞する中であっても、若者等が就職活動を行えるよう支援をしていく必要がある。</p>	労働雇用政策課
地域若者サポートステーション支援事業			
青少年国際交流事業	<p>日本と世界各国の青年の交流を通して、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成と各国との相互理解と友好の促進を図った。</p> <p>内閣府青年国際交流事業 県内からの派遣生年者数 3名</p>	<p>青少年が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、引き続き国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供する必要がある。</p>	子ども・青少年局

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える

①共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
基本目標 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。	施策の方向性 共生社会の実現に向け、障害のある青少年や外国人青少年とその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターの設置により、本人や家族への相談支援や就労支援、関係機関へのコンサルテーションなどの実施により自立に向けた支援を行った。 ○発達障害者支援センター 県内2カ所 ○相談支援・発達支援 7,147件 ○相談支援・就労支援 1,365件 ○機関コンサルテーション 672件	・相談支援だけでなく、市町や福祉圏域へのバックアップ機関としての機能強化を図る。 ・本人、家族への相談支援では、重度化・複雑化した事例も増加しており、市町、福祉圏域との一層の連携が必要である。 ・身近な地域での支援者・理解者を育成することや、発達障害児者への対応が可能な人材の育成が今後も必要である。 ・市町の家族支援体制の整備に向けた取組について、支援やフォローアップをしていく必要がある。	障害福祉課
高等学校巡回チーム派遣事業	H29年度以降、高等学校特別支援教育推進事業へ事業移動		特別支援教育課
高等学校特別支援教育推進事業	高等学校において、障害のある生徒への支援を行うスタッフを配置することにより、障害のある生徒を支える体制を構築するとともに、高等学校特別支援教育巡回指導員を派遣し、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒への指導力の向上を図る。	障害者差別解消法において、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた合理的配慮の提供が義務付けられており、今後も継続した支援員の配置が必要であると考えられる。また特別支援教育の専門家を高等学校に継続的に派遣することにより個別の教育支援計画等の作成と活用に向け指導助言を行った。今後さらに作成率の向上に向けた指導助言を行うとともに活用促進に向けた助言指導を行う必要がある。	特別支援教育課
教員の加配・非常勤講師の派遣	日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上在籍する学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を派遣した。	今後の日本語指導が必要な外国人児童生徒の推移や状況を注視しつつ、課題に応じた必要な支援ができる体制を継続していく必要がある。	教職員課

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

2 子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり

(4) ひとり親家庭を支える

①真の自立のための就業支援・生活支援	
<p>基本目標 ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、ひとり親が安心して仕事と家庭を両立できるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実に取り組みます。 また、子どもの健やかな育ちを支えるため、教育環境の充実を図ります。</p>	<p>施策の方向性 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるように企業に対するひとり親の理解促進を図ります。 また、ひとり親家庭の子どもの学習の場の充実など、学びを支える取組を進めます。</p>
②生活の安定と自立のための経済的支援	
<p>基本目標 ひとり親家庭が安心して生活できるよう、経済的支援によりひとり親の生活の安定を図ります。</p>	<p>施策の方向性 ひとり親家庭となり不安を抱える中、公営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。 また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。</p>
③きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発	
<p>基本目標 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、ニーズに合った支援がきめ細やかに提供できるよう、相談体制や情報提供の充実を図り、ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発に取り組みます。</p>	<p>施策の方向性 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図り、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ひとり親家庭総合サポート事業	ひとり親家庭への就労支援に加え、市町や様々な支援機関と連携するためのコーディネート機能を持った総合的なサポート体制の構築。 就業者 135人	引き続き、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。今後は、相談チャンネルの多様化や支援機関との連携の強化により、ひとり親家庭への支援の充実をさらに図っていくとともに、利用者拡大のためセンター自体の広報も強化していく必要がある。	子ども・青少年局
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービス等が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣するなど生活支援や子育て支援を実施。 父子家庭 派遣実績：20件 95日（のべ日数） 母子家庭 派遣実績：118件 398日（のべ日数）	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立等を支援するため、引き続き生活援助や保育サービス等を利用しやすい形で実施していく必要がある。	子ども・青少年局
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施。 貸付件数 69件	貸付金のうち約9割は、児童の修学に伴う資金であり、当資金が有効に活用されるよう、引き続き、貸付審査・償還指導を適正に実施していく必要がある。	子ども・青少年局
ひとり親家庭福祉対策事業	支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を行った。具体的には、支援制度をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を17,000部作成して市町等に配布することや、親子向けの情報を掲載した「ひとり親家庭サポート定期便」を約2,500世帯に配布するとともに、県のホームページで支援制度の周知等を行った。	今後も引き続き、支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知等を実施する必要がある。	子ども・青少年局

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(1) 社会的養護の推進

①児童虐待の未然防止	
<p>基本目標 児童虐待によって子どもが傷つくことがないように、児童虐待を起こさない地域づくりを進めるとともに、子どもや保護者が必要な子育て支援につながる取組を進めます。</p>	<p>施策の方向性 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。 また、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。</p>
②児童虐待の早期発見・早期対応	
<p>基本目標 児童虐待の重篤化を防ぐために、関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組みます。</p>	<p>施策の方向性 保健・医療・福祉等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していきます。 そのため市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。</p>
③子どもの保護・ケア	
<p>基本目標 社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。</p>	<p>施策の方向性 社会的養護を必要とする子どもを迅速に保護できるように、社会資源の充実を図ります。 また、社会的養護のもとにある子どもが、家庭的な環境で安心して安全な生活ができるような生活環境を整備します。</p>
④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
<p>基本目標 社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した社会生活を送れるように、子どもの支援に取り組めます。</p>	<p>施策の方向性 施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもと保護者との関係の修復に取り組んでいきます。 また、18歳を迎え、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。</p>
⑤子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の強化	
<p>基本目標 児童虐待への対応を強化するために、子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図ります。</p>	<p>施策の方向性 児童虐待相談が増加を続けていること、また、その背景として、経済的な問題や社会的孤立の問題などの複数の要因が複雑に絡まっている状況があり、児童虐待の問題は、容易に解決できるものではなくなっています。このため子ども家庭相談センターには組織としての高い専門性を発揮して他機関と効果的な連携を行う等機能強化に取り組めます。 また、市町や関係機関との積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。</p>
⑥子どもへの心理的虐待の予防（DV防止）	
<p>基本目標 子どもへの心理的虐待となり、身体的虐待やネグレクトにもつながる恐れのある、配偶者からの暴力（DV）の防止を図ります。</p>	<p>施策の方向性 配偶者からの暴力（DV）は、同居する子どもへの心理的虐待となるだけでなく、加害者の暴力が子どもへも向き身体的虐待となったり、心身の傷ついた被害者による子どもの養育がネグレクトとなるなど、虐待の拡大にもつながります。 児童虐待対応を意識したDV対応に取り組めます。</p>
⑦いじめの加害者や非行児童への対応	
<p>基本目標 いじめや非行の加害を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して対応します。</p>	<p>施策の方向性 いじめの加害者や非行児童に対しては、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組めます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業	児童虐待防止のために、より多くの県民が児童虐待の現状や通告についてなど、この問題への理解を深めることを目的として、一般県民や教職員、民生委員児童委員、高校生などを対象に出前講座を開催した。(出前講座開催回数23回、のべ参加者数 1,263人)	児童虐待の早期発見のためには、地域の住民や子どもに関わる関係者に対し、児童虐待への理解を深め、通告等の対応を周知していくことが必要である。 また、県内の外国人居住者が増加傾向であることから、多言語教材を使用し、外国人の保護者・児童を対象とした講座を実施する等、今後も、幅広い対象に出前講座を開催し、さらに周知を進めていくことが必要である。	子ども・青少年局
滋賀県要保護児童対策連絡協議会運営事業	滋賀県要保護児童対策連絡協議会を開催し、児童虐待の未然防止から自立までの支援などについて、情報共有および今後の対応を検討した。	今後とも、児童虐待の未然防止から親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援に関する検討が必要である。	子ども・青少年局
子ども・子育て応援センターの運営	子ども・子育て応援センター(愛称：こころんだいやる)において、年末年始を除く毎日、電話相談を開設し、子どもや青少年の抱える問題への相談・支援を行うとともに、民間団体と協働して子どもの電話相談を受ける人材を養成する講座を開催した。	問題を抱え悩む子どもや保護者などが気軽に相談できるようセンターの周知に努めるとともに、様々な悩みに対して適切な支援ができるよう、相談員の資質の向上を継続して図っていく必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	有識者からなる調査チーム(子どもの権利擁護部会)が各施設を訪問し、子どもとの個別面談を通じて、子どもの権利擁護の状況把握とその向上に努めた。 (R1年度) 実地調査実施施設数 6 か所 (内訳：児童養護施設 4 か所、一時保護所 2 か所)	子どもの権利擁護の視点に立って、施設内での被措置児童虐待の未然防止から退所後の親子関係の修復、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援を行う必要がある。	子ども・青少年局
児童虐待相談等関係職員研修の実施	市町等の関係機関の職員を対象とした児童虐待相談研修を実施した。 (令和元年度)実施期間 7日間 受講者数 延べ1,207人 (うち市町職員700人、児相・施設・教員等507人)	児童虐待相談対応件数が年々増加しており、市町等における相談機能をさらに向上させる必要がある。	子ども・青少年局
里親支援ネットワーク事業	里親のリクルート、研修・トレーニング、マッチング、家庭訪問による養育支援、相互交流等を実施し、家庭と同様の養育環境である里親委託の推進と里親家庭における子どもの処遇改善に努めた。	令和2年3月に改訂した滋賀県児童虐待防止計画を踏まえ、これまで以上に里親制度の普及啓発や里親による子ども養育の質的向上、その養育を日常的に見守る養育支援体制の強化・充実等を図る必要がある。	子ども・青少年局

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
児童虐待防止活動費	子どもの虹情報研修センター等において開催される各種専門研修に子ども家庭相談センターの児童福祉司等を派遣し、資質の向上と技能の習得に努めた。	子ども家庭相談センターの専門機能の向上のため、引き続き研修会における技能の習得等が必要である。中でも、家庭での養育を第一義に子どもが家庭で安心して健やかに暮らせるよう、保護者指導を行うにあたり、虐待の再発防止に向けた支援スキルの習得が必要である。	子ども・青少年局
市町支援強化事業	児童相談所OBをスーパーバイザーとして市町に派遣し、児童虐待対応に関する助言・指導を行った。 また、市町と子ども家庭相談センターにおける共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行うためのツールである「在宅共通アセスメント・プランニングシート」の積極的な活用を目的とした研修を実施した。	児童虐待相談対応件数が年々増加し、市町における相談機能の向上が求められていることから、引き続き事業を実施する必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等で暮らす子どもたちの社会への架け橋づくり事業	子どもの体験実習先の開拓のため、協力企業・事業所と施設職員、関係者等との懇談会を開催するなど、受け入れ態勢の強化を図った。 (R1年度)協力企業・事業所数 165社(年度末現在)、体験参加児童 延べ67名	現在、参加している児童は、児童養護施設等が中心となるため、今後は、里親宅で生活する児童への参加を促している必要がある。	子ども・青少年局

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

①青少年の健全育成の推進	
<p>基本目標 青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができるよう支援します。</p>	<p>施策の方向性 青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。さらに、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
薬物乱用防止啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動6・26ヤング街頭キャンペーン」や「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」を通して薬物乱用防止についての啓発活動を実施した。 小学校・中学校・高等学校等での薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の恐ろしさについて知識の普及を行った。（薬物乱用防止指導員による活動を含む） 	近年、薬物事犯による検挙者数は横ばいであるものの、大麻事犯による検挙者人員が増加傾向にあり、特に未成年及び20歳代の検挙者数が全体のほぼ半数を占めるなど、若年層における大麻の乱用の拡大が深刻な問題となっている。 インターネット等では「大麻は害がない」等の誤った情報が流布されていることから、引き続き、中学校・高等学校では薬物乱用防止教室を実施し、大麻をはじめとする違法薬物の危険性・有害性に関する正しい知識の普及を行う。 また、今後も大学や関係団体と連携して官民一体となった薬物乱用防止キャンペーンを開催し、若年層と共に啓発活動を実施していく必要がある。	薬務課
青少年にふさわしい環境づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内の図書等取扱店に対して立入調査を実施し、有害図書等の排除を行ったほか、深夜におけるインターネットカフェへの立入指導、刃物取扱店への年齢確認指導を行った。 「非行・被害防止滋賀県強調月間」（7月）を中心に、フィルタリング促進による青少年のインターネット利用環境の整備やネット空間における非行・被害防止に努めた。また、万引き等の初発型非行の抑止を図るための広報啓発活動も実施した。 	・青少年へのフィルタリング普及率は未だ低調であるため、インターネット空間における秩序維持、ネットリテラシー向上、青少年の違法有害サイト閲覧防止等のために保護者への理解・浸透を進める必要がある。	子ども・青少年局
無職少年等非行防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 少年センター等関係機関と連携して、無職少年の就学、就労支援や、初発型非行（万引き等）や、喫煙・飲酒防止対策として広報啓発活動を実施した。 	・犯罪の低年齢化や再犯率が高水準で推移していることから、少年の個々のケースに適応した支援が必要である。	
非行少年立ち直り支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 少年センター等関係機関と連携し、非行少年の立ち直り支援として生活改善、自分探し、就学・就労支援、家庭支援等、非行少年それぞれに必要な支援を行った。 有識者による非行少年等立ち直り支援機能を有する少年センターへの定期的な訪問等を実施し、立ち直り支援にあたる職員への助言、指導を行った。 		

○澁海子ども・若者プラン取組状況（令和元年度）

3 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進

(3) 子どもの貧困対策の推進

①一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
<p>基本目標 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。</p>	<p>施策の方向性 保護者に対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもについては、学校と就労支援機関との連携により、実情に応じた就職支援を進めます。</p>
②貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
<p>基本目標 貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ることなどにより、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組みます。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法における関連制度を一体的に捉えて施策を推進します。</p>	<p>施策の方向性 保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。</p>
③世帯の生活を下支えするための経済的支援	
<p>基本目標 世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。</p>	<p>施策の方向性 ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。</p>
④子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
<p>基本目標 学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関との連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進し、また、教育費負担の軽減を図ります。</p>	<p>施策の方向性 子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進し、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の質の向上を図り、また、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関連機関との連携など学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
ひとり親家庭総合サポート事業（再掲）	ひとり親家庭への就労支援に加え、市町や様々な支援機関と連携するためのコーディネート機能を持った総合的なサポート体制の構築。 就業者 98人	引き続き、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。今後は、相談チャンネルの多様化や支援機関との連携の強化により、ひとり親家庭への支援の充実をさらに図っていくとともに、利用者拡大のためセンター自体の広報も強化していく必要がある。	子ども・青少年局

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
しがヤングジョブパーク事業 地域若者サポートステーション支援事業	<p>若者の就労を支援するため、しがヤングジョブパークにおいて、就職相談・職業紹介、求人情報の提供、就職セミナーや就職面接会の開催などをワンストップで実施。また、パーク内の1機関である「滋賀県地域若者サポートステーション」では、就職が困難な若者の職業的自立を支援するため、カウンセリングや就労体験、交流サロン等を実施した。</p> <p>(しがヤングジョブパークの実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規登録者数 1,781名 ・サービス利用者数 14,640名 ・就職者数 1,294名 <p>(滋賀県地域若者サポートステーション)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理相談件数 183件 ・職場体験参加者数 延べ47名 ・交流サロン参加者数 延べ320名 	<p>就職困難な状況が長期化・固定化する人が一定の割合でいるため、利用者の状況に応じたきめ細かな支援を図る必要がある。</p> <p>また、不本意ながら不安定な仕事に就いている、あるいは、無業の状態が長期化している、いわゆる「就職氷河期世代」に対する就職支援に重点的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>更には、新型コロナウイルス感染症の影響で、社会経済活動が停滞する中であっても、若者等が就職活動を行えるよう支援をしていく必要がある。</p>	労働雇用政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付(再掲)	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施。 貸付件数 71件	貸付金のうち約9割は、児童の修学に伴う資金であり、当資金が有効に活用されるよう、引き続き、貸付審査・償還指導を適正に実施していく必要がある。	子ども・青少年局
スクールカウンセラー等活用事業	<p>○配置時間【25,328時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置・派遣状況：全公立中学校・義務教育学校および高等学校に配置、全公立小学校に配置・派遣。 ・高等学校重点校8校（高等学校）、常駐校4校（中学校）、小中連携校8校（中学校）、小学校重点校（30校）配置。 <p>○相談件数【34,662件】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から子どもの情緒面等の支援を行っていくため、小学校配置の拡充とより効果的な活用方法を検討していく必要がある。 ・スクールカウンセラーを有効に活用するために、学校のコーディネーターの実践力を向上させる必要がある。 ・カウンセリングに時間を費やし、教員とのコンサルテーションの時間が十分にとれないことがある。 	幼小中教育課

事業名	取組状況	今後の課題	担当部局
高等学校奨学資金貸付事業	<p>経済的理由により高等学校等へ進学することが困難な者に対して、奨学資金を貸与し、有為な人材の育成に寄与した。</p> <p>貸付人数 360人、貸付額 110,766,000円</p> <p>貸与金額</p> <p>奨学金（月額）</p> <p>国公立（自宅） 18,000円 （自宅外） 23,000円</p> <p>私立（自宅） 30,000円 （自宅外） 35,000円</p> <p>入学資金 基本額 50,000円 （私立加算 限度額150,000円）</p>	<p>経済的理由により高等学校等で修学することが困難な生徒に対して、今後も奨学資金を貸与する必要がある。</p>	<p>高校教育課</p>
生活困窮世帯の子どもの学習支援事業	<p>日野町、愛荘町の生活保護世帯および経済的困窮状態にある家庭の支援を要する中学生を対象に、学習支援やコミュニケーションスキル向上に向けた支援、家庭訪問による保護者への相談・助言等を行った。</p> <p>日野町では上半期は週1回、下半期は週2回の実施で、中学3年生10名の利用があった。愛荘町では週1回の実施で、中学1年生3名、中学2年生4名、中学3年生7名の利用があった。</p> <p>中学3年生17名が高校受験をし、それぞれの志望校に進路が決定した（公立（全日制）12名、公立（定時制）1名、公立（通信制）1名、私立3名）。</p>	<p>支援が必要な児童生徒がなかなか学習支援事業の利用に繋がっていない場合があることや、支援を行う支援員やボランティアの確保、会場が自宅から遠距離にある場合における送迎手段の確保などが課題である。</p>	<p>健康福祉政策課</p>
子どもの生活・学習支援事業	<p>ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や、学習支援を実施した。（集合型により、彦根市では41回、草津市では45回、甲賀市では86回開催、東近江市では訪問型により120回訪問）</p>	<p>今後も、貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、より多くの市町において子どもの居場所づくりや学習支援活動が進むよう、展開を図る。</p>	<p>子ども・青少年局</p>